

函館競輪場内撮影要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館競輪場内において個人が行うカメラ等による撮影（以下「個人撮影」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(個人撮影の許可)

第2条 開催執務委員長（函館市自転車競走条例施行規則（昭和38年函館市規則第2号）第7条第1項第1号に規定する委員長をいう。以下「委員長」という。）は、函館競輪場内での個人撮影について、その目的が私的使用である場合に限り、これを許可するものとする。

(個人撮影の許可日)

第3条 委員長が前条の規定により個人撮影を許可する日は、市営函館競輪の開催日とする。

(禁止事項)

第4条 入場者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ゴール線真横における撮影
- (2) フェンスに登って行う撮影
- (3) 営利目的の撮影
- (4) 他の入場者に対しカメラ等を向ける行為
- (5) 肖像権を侵害するおそれのある写真、動画等の撮影
- (6) フラッシュ等を使用した撮影
- (7) 三脚等の自立する器具を使用した撮影
- (8) ドローン等を使用した遠隔操作による撮影
- (9) 公序良俗に反する写真、動画等をインターネット等で公開すること目的とする撮影
- (10) その他競輪開催に支障を及ぼすと認められる撮影

(退場命令)

第5条 場内取締委員（函館市自転車競走条例施行規則第7条第1項第10号に規定する場内取締委員をいう。）は、入場者が前条各号に掲げる行為を行ったと認める場合は、当該入場者に対し、当該撮影した写真、動画等の廃棄または消去を求め、および函館競輪場から退場を求めることができる。

(場外開催時の取扱い)

第6条 第2条から前条までの規定は、函館競輪場において、他の施行者が主催する競輪の車券の場外発売を行う場合（以下「場外開催」という。）について準用する。この場合において、第2条中「開催執務委員長（函館市自転車競走条例施行規則（昭和38年函館市規則第2号）第7条第1項第1号に規定する委員長をいう。以下「委員長」という。）」とあるのは「開催執務副委員長（場外開催において開催事務に執務する開催執務副委員長をいう。以下「副委員長」という。）」と、第3条中「委員長」とあるのは「副委員長」と、「市営函館競輪」とあるのは「場外開催」と、第4条第10号中「競輪開催」とあるのは「場外開催」と、第5条中「場内取締委員（函館市自転車競走条例施行規則第7条第1項第10号に規定する場内

取締役委員をいう。）」とあるのは「場内取締役委員（場外開催において開催事務に執務する場内取締役委員をいう。）」と読み替えるものとする。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。